

府内産木材利用拡大緊急支援事業(木材製品利用拡大対策)

【趣旨】

コロナ禍による住宅着工数の減少等の木材需要の減退しているため、府内産木材の利用拡大を推進することで、府内の林業・木材産業を維持

【内容】

支援内容: 建築用の京都府産木材の購入を支援

補助率: 1/4

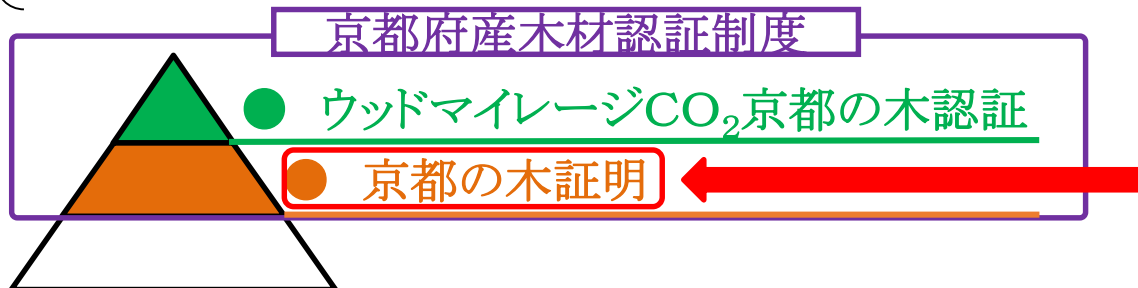
事業主体: 工務店等

事業主体の要件:

- ・木材加工業者と連携する計画(ジョイント計画)について府の承認を受けていること
- ・建設業許可(建築一式工事、大工工事 等)を受けていること

対象木材の要件:

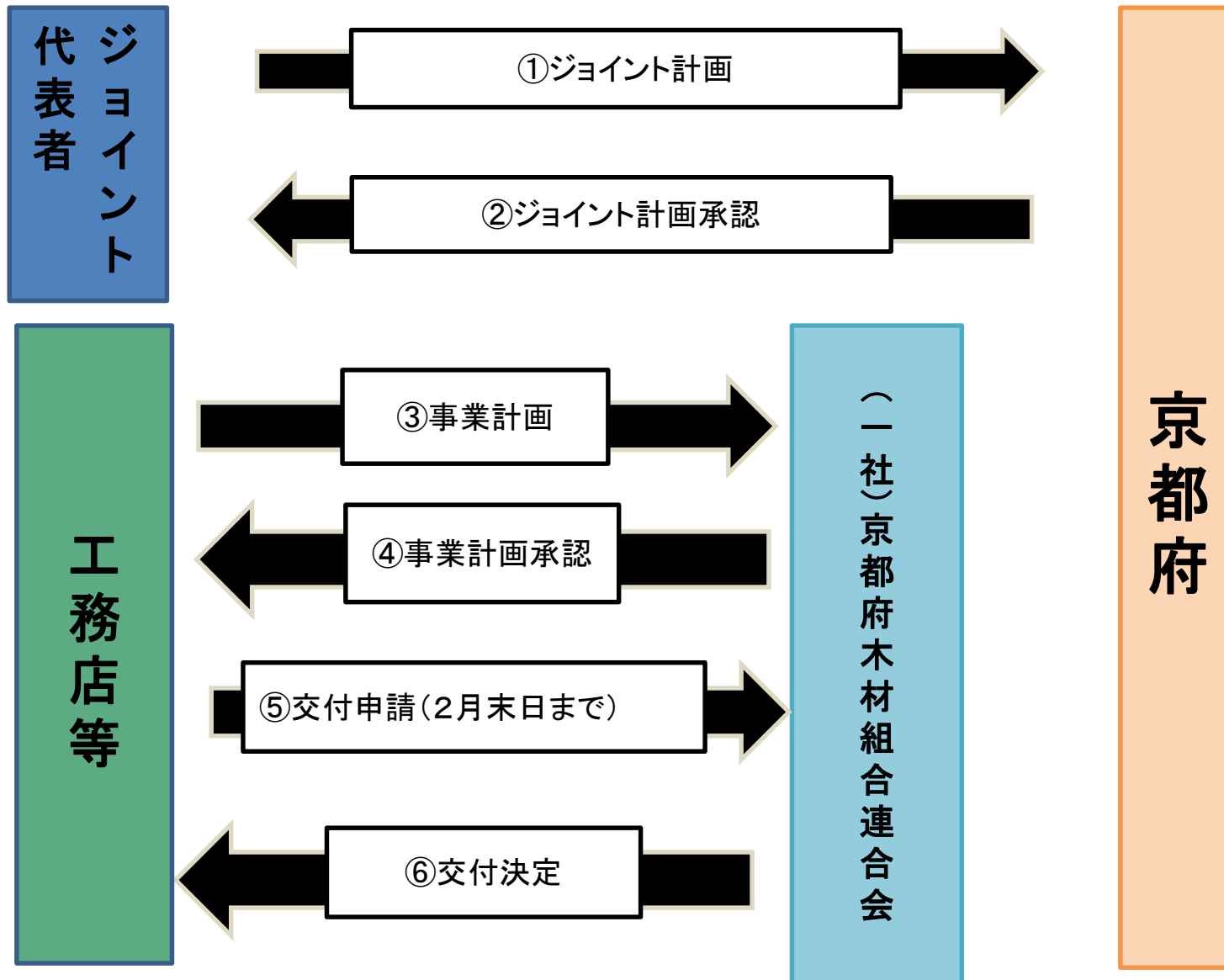
- ・建築用の**京都の木証明**された木材
(購入し、自らの施工現場や自社の倉庫等への納入する必要)
- ・他の補助を受けていないこと



本事業における
支援対象の木材

府内産木材利用拡大緊急支援事業(木材製品利用拡大対策)

【手続きのフロー】



府内産木材利用拡大緊急支援事業(木材製品利用拡大対策)

【本事業を活用するために】

【工務店等の手続き】

- ① 木材加工業者(取扱事業者又は認証機関登録事業者)と連携
(ジョイントの代表者は、工務店でも木材加工業者いずれでも可)
 - ・ ジョイントするメンバーを決定
 - ・ ジョイントにより購入する木材を決定 など
- ② ジョイントの代表者が、**府にジョイント計画を提出**し、承認を受ける
- ③ 補助事業の計画書を(一社)京都府木材組合連合会に提出
- ④ ジョイント計画に基づく対象木材の購入
(自社が施工する工事現場又は自社の倉庫等に搬入)
- ⑤ 購入した木材について「京都の木証明書」を取得
(証明書発行機関：(一社)京都府木材組合連合会)
- ⑥ 交付申請書を(一社)京都府木材組合連合会に提出

府内産木材利用拡大緊急支援事業(木材製品利用拡大対策)

【本事業を活用するために】

【木材加工・流通業者の手続き】

注：本事業の対象となる木材を工務店等に販売するには、取扱事業者の認定又は認証機関登録事業者の認定登録が必要です

- ・ 取扱事業者、認証機関登録事業者のいずれでもない場合は、木材を取り扱う前に、必要な認定等を取得してください。
- ・ 府外の取扱事業者(特認)で、認定されていない内容の木材を販売する場合は、別途認証機関登録事業者の認定登録が必要です

① 工務店等と連携

(ジョイントの代表者は、工務店でも木材加工業者いずれでも可)

- ・ ジョイントするメンバーを決定
- ・ ジョイントにより購入する木材を決定 など

② ジョイントの代表者が、府にジョイント計画を提出し、承認を受ける

③ 工務店等が、(一社)京都府木材組合連合会による補助事業の計画承認を受けたことを確認してから、ジョイント計画に基づく対象木材を販売してください